

業庫第45号(例)
2018年4月10日

代 理 店
代理店引受金融機関 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」の
一部改正に関する件

国債の決済期間短縮化に伴い、または規程整備の観点から、標記規程（平成27年9月11日付業庫第74号別紙1）の一部を別紙のとおり改正し、2018年5月1日から実施することとしましたので、通知します。

本件は、利付国庫債券（2年）の発行にかかる決済期間短縮化により、同国債の発行日および元利払日が1日（休日の場合には翌営業日）に変更されることを踏まえたものであり、代理店における事務の変更点は次のとおりです。

- 元利払日を1月の第1営業日とする供託振替国債にかかる供託所への国債振替決済元利金顧客別配分額表のファクシミリによる送信を12月29日または30日に行う場合（元利払日の前営業日が12月29日または30日である場合が該当します。）には、これらの日は供託所の休日であるため、同表の送信連絡および受信確認は、1月の第1営業日（元利払日当日）の業務開始後速やかに行うこととしてください。

以 上

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」中一部改正

○ 4. (7) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 代理店は、イ. の顧客別受払済明細通知書に代理店名を表示し、店印を押捺のうえ（記載例6）、受入日当日中に取引先供託所の取扱主任官にファクシミリにより送信する^(注)。

(注) ロ. の事務を12月29日または30日に行う場合には、これらの日は供託所の休日であるため、(1) イ. (注2) により行う相手先担当者への送信連絡および受信確認は、1月の第1営業日の業務開始後速やかに行うものとする。

○ 6. (1) へ. (ハ) を横線のとおり改める。

(ハ) 代理店は、(ロ) の通知を受けた場合には、(イ) の元利金顧客別配分額表の写1通に代理店名を表示し、店印を押捺のうえ（記載例11）、16時までに取引先供託所にファクシミリ送信する^{(注1)(注2)}。

(注1) 略（不変）

(注2) (ハ) の事務を12月29日または30日に行う場合（元利払日の前営業日が12月29日または30日である場合が該当する。）には、これらの日は供託所の休日であるため、4. (1) イ. (注2) により行う相手先担当者への送信連絡および受信確認は、1月の第1営業日の業務開始後速やかに行うものとする。